

令和5年度 第1回大東清掃センター公害防止対策協議会

日 時：令和5年7月5日（水）

午後1時30分～3時

場 所：大東清掃センター2階研修室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 委嘱状交付

4 役員選出

5 報 告

(1) 令和4年度施設の稼働状況について

(2) 令和4年度各種測定結果について

(3) 令和4年度施設周辺住民健康診断受診者数について

6 閉 会

令和4年度 大東清掃センター公害防止対策協議会委員名簿

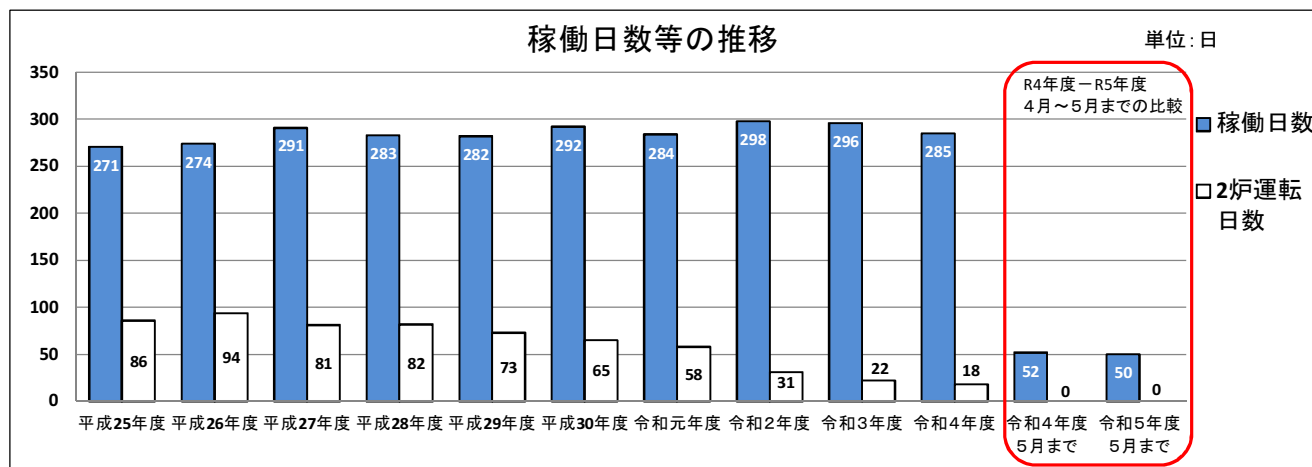
任期 令和4年7月11日から令和6年7月10日

職名	地区	氏名	備考
副会長	羽根折沢	佐藤 甲子夫	
副会長	町 下	藤野 裕	
委員	長 者	佐藤 隆博	
委員	長 者	菊池 利男	
委員	長 者	佐藤 美心	
委員	羽根折沢	佐藤 悦男	
委員	羽根折沢	菊池 学	
委員	町 下	千葉 幸司	
委員	町 下	小野寺 敬一	
委員	寺崎前	佐藤 文橘	
委員	組合議員	千葉 栄生	
委員	組合議員	那須 勇	
委員	大東支所市民福祉課	千葉 昌子	
委員	千厩支所市民福祉課	千葉 義昭	

報告(1) 令和4年度施設の稼働状況について

焼却施設稼働状況

	焼却量 (トン)	稼働日数	2炉運転 日数	平均焼却量 (1日当り) トン	牧草焼却量 (トン)	牧草焼却 日数	1日当りの牧草 平均焼却量(ト ン)	備 考
平成25年度	11,802.09	271	86	43.55	409.84	94	4.36	牧草を焼却した8/23までの運転日数は94日
平成26年度	12,267.98	274	94	44.77	871.46	192	4.54	利用自肅牧草は5月28日から焼却を開始し、192日焼却をした。
平成27年度	11,887.58	291	81	40.85	972.89	224	4.34	
平成28年度	11,606.77	283	82	41.01	566.02	173	3.27	1/16よりペレット化した牧草の焼却開始
平成29年度	11,063.00	282	73	39.23	426.54	235	1.82	
平成30年度	11,375.39	292	65	38.96	324.22	171	1.90	ペレット290.51t 牧草サイレージ33.71t 奥州金ヶ崎行政事務組合 464.19t
令和元年度	10,825.62	284	58	38.12				
令和2年度	10,168.67	298	31	34.12				
令和3年度	10,042.33	296	22	33.93				
令和4年度	9,888.22	285	18	34.70				
令和4年度 5月まで	1,730.29	52	0	33.27				
令和5年度 5月まで	1,788.31	50	0	35.77				



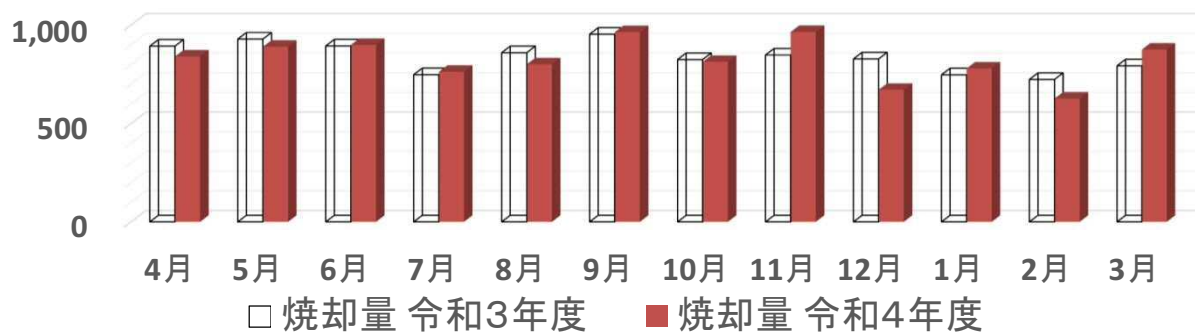
令和4年度 月別焼却量

単位:トン

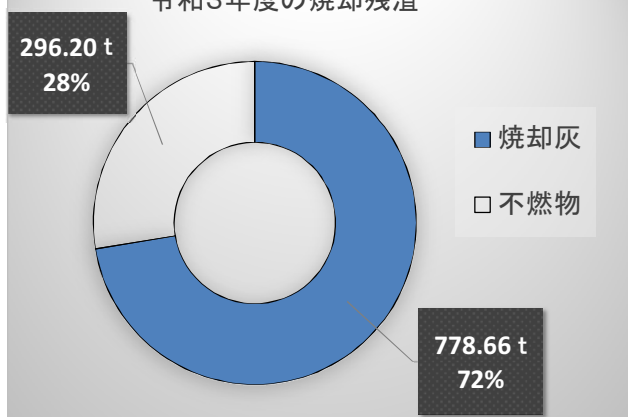
項目	焼却量			焼却残渣量						焼却残渣計		
				焼却灰			不燃物					
	令和3年度	令和4年度	増減	令和3年度	令和4年度	増減	令和3年度	令和4年度	増減	令和3年度	令和4年度	増減
4月	892.99	840.30	△ 52.69	75.77	63.24	△ 12.53	24.34	23.40	△ 0.94	100.11	86.64	△ 13.47
5月	928.81	889.99	△ 38.82	71.06	69.55	△ 1.51	30.06	23.64	△ 6.42	101.12	93.19	△ 7.93
6月	893.83	899.26	5.43	66.40	68.22	1.82	28.19	25.07	△ 3.12	94.59	93.29	△ 1.30
7月	748.07	762.77	14.70	60.67	56.03	△ 4.64	20.85	22.54	1.69	81.52	78.57	△ 2.95
8月	859.72	800.75	△ 58.97	63.06	58.59	△ 4.47	24.62	18.46	△ 6.16	87.68	77.05	△ 10.63
9月	953.42	963.96	10.54	68.70	73.21	4.51	30.26	26.03	△ 4.23	98.96	99.24	0.28
10月	824.92	813.00	△ 11.92	58.88	69.09	10.21	20.55	24.81	4.26	79.43	93.90	14.47
11月	847.90	964.87	116.97	65.01	67.78	2.77	25.51	21.97	△ 3.54	90.52	89.75	△ 0.77
12月	828.20	671.34	△ 156.86	66.03	65.32	△ 0.71	21.36	19.99	△ 1.37	87.39	85.31	△ 2.08
1月	747.45	779.56	32.11	58.22	58.59	0.37	20.92	19.44	△ 1.48	79.14	78.03	△ 1.11
2月	724.04	626.85	△ 97.19	60.97	50.10	△ 10.87	28.17	16.22	△ 11.95	89.14	66.32	△ 22.82
3月	792.98	875.57	82.59	63.89	63.98	0.09	21.37	21.73	0.36	85.26	85.71	0.45
合計	10,042.33	9,888.22	△ 154.11	778.66	763.70	△ 14.96	296.20	263.30	△ 32.90	1074.86	1027.00	△ 47.86

令和3年度－令和4年度 月別焼却量

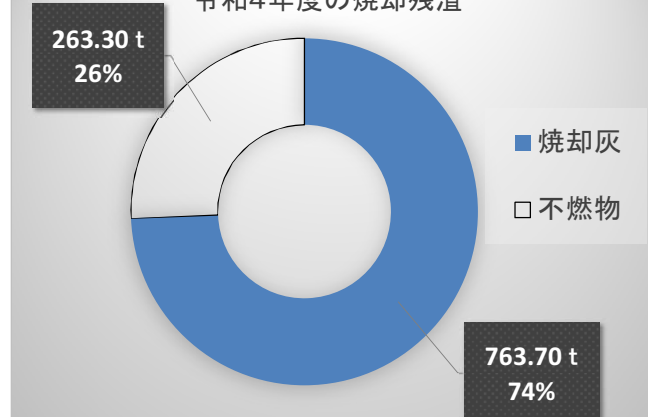
単位:トン



令和3年度の焼却残渣



令和4年度の焼却残渣



組合管内一般廃棄物排出量

- 令和3年度：令和3年4月1日～令和4年3月31日時点
- 令和4年度：令和4年4月1日～令和5年3月31日時点の比較
- 下記の組合管内搬入量は、一関清掃センター及び大東清掃センターに計画収集及び直接持込された実搬入量
- 下記の表は、市が普及拡大のため助成している集団回収、資源化を促進している古着回収、小型家電のイベント回収分などを含まない

組合管内人口	令和3年度 (R4.3.31時点)	令和4年度 (R5.3.31時点)	増 減
一関清掃センター管内人口 (一関地域・花泉地域)	67,170人	66,161人	△ 1,009 人
一関清掃センター管内人口 (平泉町)	7,129人	6,939人	△ 190 人
計	74,299人	73,100人	△ 1,199 人
大東清掃センター管内人口	43,509人	42,426人	△ 1,083 人
合 計	117,808人	115,526人	△ 2,282 人
一般廃棄物排出量	令和3年度	令和4年度	前年度比較
組合管内搬入量	34,399トン	33,855トン	△ 544 トン
一関清掃センター搬入量	23,630トン	23,295トン	△ 335 トン
大東清掃センター搬入量	10,769トン	10,561トン	△ 208 トン
組合管内の一人1日あたりの の排出量	800グラム	803グラム	3 グラム
一関清掃センター管内の一人 1日あたりの排出量	871グラム	873グラム	2 グラム
大東清掃センター管内の一人 1日あたりの排出量	678グラム	682グラム	4 グラム
一関市一般廃棄物減量基本 計画（参考）	※前計画の削減目標 R3：746g	822グラム	（令和4年3月改定 R4 -R8 一人1日あたりの 削減目標排出量）

大東清掃センター管内の搬入量及び排出量

●令和3年度：令和3年4月1日～令和4年3月31日時点、令和4年度：令和4年4月1日～令和5年3月31日時点の比較

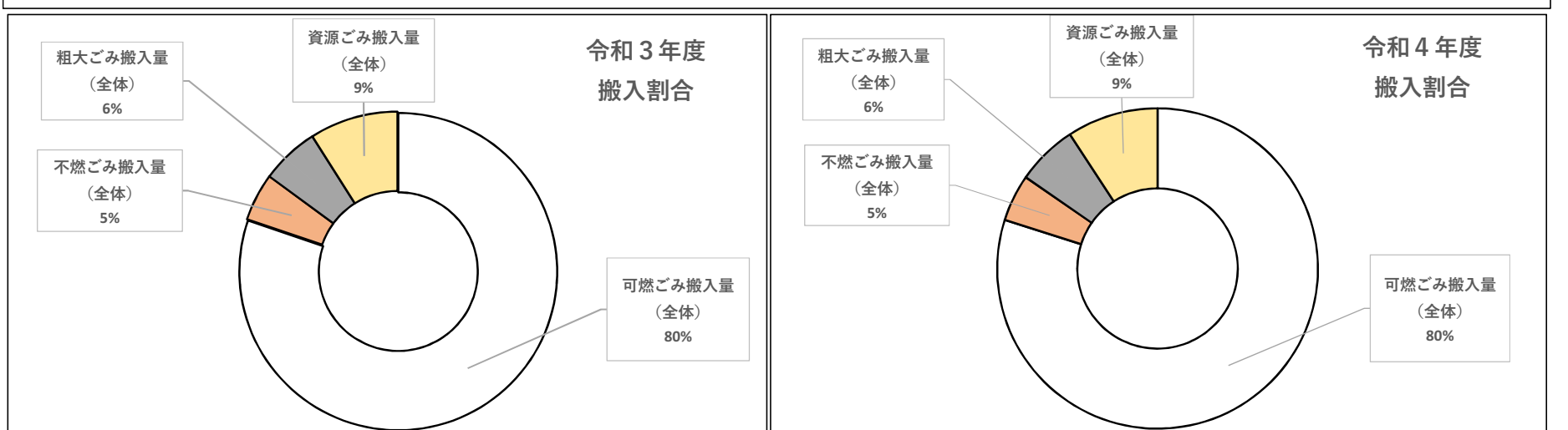
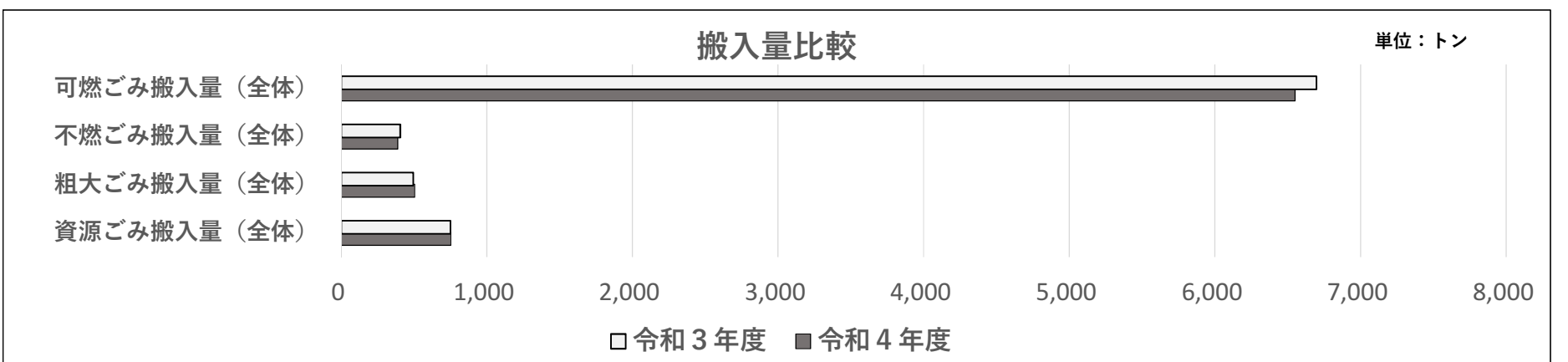
可燃ごみ	令和3年度	令和4年度	増減
①大東管内人口	43,509人	42,426人	△1,083人の減
②可燃ごみ搬入量（家庭系・事業系・公共施設・火災ごみ）	8705.27t	8497.86t	△207.41 tの減
令和3年度一人当たりの年間排出量			200.08 kg
令和4年度一人当たりの年間排出量			200.30 kg
令和3年度一人一日当たりの排出量			548.16 g
令和4年度一人一日当たりの排出量			548.76 g
一日当たりの排出量比較			0.60 g

不燃ごみ	令和3年度	令和4年度	増減
①大東管内人口	43,509人	42,426人	△1,083人の減
②不燃ごみ搬入量（家庭系・不法投棄・火災ごみ）	500.24t	482.01t	△18.23 tの減
令和3年度一人当たりの年間排出量			11.50 kg
令和4年度一人当たりの年間排出量			11.36 kg
令和3年度一人一日当たりの排出量			31.50 g
令和4年度一人一日当たりの排出量			31.13 g
一日当たりの排出量比較			△0.37 g

粗大ごみ（可燃性、不燃性）	令和3年度	令和4年度	増減
①大東管内人口	43,509人	42,426人	△1,083人の減
②粗大ごみ搬入量（家庭系・事業系）	592.51t	613.73t	21.22 tの増
令和3年度一人当たりの年間排出量			13.62 kg
令和4年度一人当たりの年間排出量			14.47 kg
令和3年度一人一日当たりの排出量			37.31 g
令和4年度一人一日当たりの排出量			39.63 g
一日当たりの排出量比較			2.32 g

資源物 （缶、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、 トレイ、紙パック、段ボール、新聞、雑誌、小型家電）	令和3年度	令和4年度	増減
①大東管内人口	43,509人	42,426人	△1,083人の減
②資源物収集（家庭系・事業系）	970.90t	967.34t	△3.56 tの減
令和3年度一人当たりの年間排出量			22.31 kg
令和4年度一人当たりの年間排出量			22.80 kg
令和3年度一人一日当たりの排出量			61.14 g
令和4年度一人一日当たりの排出量			62.47 g
一日当たりの排出量比較			1.33 g

令和3年度 一人一日当たりの総排出量	678 g
令和4年度 一人一日当たりの総排出量	682 g 前年度より、4 gの増



※考察

●可燃ごみについては、前年度と比較すると可燃ごみ全体で約207トンほど減っており、管内人口減によるものと考えられますが、令和4年度末時点の管内人口から一人当たりの排出量を算出し、前年度と比較すると0.6グラムほど増えている。要因としては、計画収集分では前年度より約124トンの減となっているのに対し、市内の学校廃校による可燃ごみの搬入や有害鳥獣駆除などの搬入分で約13トンの増、家庭からの持ち込搬入で約11トンの増と増えたことが要因と考えられる。

●不燃ごみについては、前年度と比較すると約18トンの減となっており、減少傾向にあるが、粗大ごみについては、個人持ち込みが今年度も増加傾向にあり、前年度と比較すると約21トンほど増えている。要因としては、清掃センターへの個人持ち込処分が定着してきていることや空き家になった家の片付けなどで大量に粗大ごみが搬入されるケースが多くみられていることが挙げられる。

●資源物については、前年度と比較すると約4トンほど減っているが、令和4年度末時点の管内人口から一人当たりの排出量を算出し、前年度と比較すると1.33グラムほど増えている。要因としては、缶やビンは減っているが、ペットボトルで約4トンの増、プラスチック製容器包装で約4トンの増、古紙類も減少気味だが段ボールは約3トン増えていることから新型コロナウイルスの影響による家庭での飲食の定着やネット通販購入などの利用により、一人当たりの排出量が増加したものと考えられる。

大東清掃センター一般廃棄物搬入量調書

単位：トン

令和5年度搬入量調書		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	5年度合計	R4年度5月まで	比較
可燃ごみ	可燃ごみ(収集)	461.32	546.18											1,007.50	1,060.24	△ 52.74
	可燃ごみ(市町持込)	3.95	4.63											8.58	7.85	0.73
	可燃ごみ(家庭持込)	30.26	33.85											64.11	68.33	△ 4.22
	可燃ごみ(家庭許可)	1.26	0.90											2.16	1.13	1.03
	可燃ごみ(事業)	135.74	144.45											280.19	275.32	4.87
	可燃ごみ(災害)	0.00	2.52											2.52	2.00	0.52
	公共施設可燃ごみ	20.48	21.95											42.43	41.10	1.33
	小計	653.01	754.48											1,407.49	1,455.97	△ 48.48
不燃ごみ	不燃ごみ(収集)	39.69	28.01											67.70	84.38	△ 16.68
	不燃ごみ(市町持込)	0.00	0.00											0.00	0.00	0.00
	不燃ごみ(家庭)	8.85	9.92											18.77	18.47	0.30
	不燃ごみ(家庭許可)	0.64	0.37											1.01	0.76	0.25
	不燃ごみ(災害)	0.00	0.00											0.00	0.00	0.00
	不燃ごみ(不法投棄)	0.83	0.13											0.96	1.56	△ 0.60
	蛍光管	0.72	0.00											0.72	0.80	△ 0.08
	小計	50.73	38.43											89.16	105.97	△ 16.81
粗大ごみ	可燃性粗大(家庭)	44.00	41.58											85.58	88.50	△ 2.92
	可燃性粗大(事業)	2.26	5.03											7.29	5.72	1.57
	不燃性粗大(家庭)	17.83	15.89											33.72	30.21	3.51
	粗大収集	0.00	0.00											0.00	0.00	0.00
	小計	64.09	62.50											126.59	124.43	2.16
缶	カン(収集)	8.23	6.03											14.26	16.20	△ 1.94
	カン(家庭)	0.00	0.00											0.00	0.00	0.00
	カン(事業)	0.27	0.35											0.62	0.48	0.14
	小計	8.50	6.38											14.88	16.68	△ 1.80
ガラスびん	ビン(収集)	31.34	24.10											55.44	63.95	△ 8.51
	ビン(家庭)	0.07	0.00											0.07	0.21	△ 0.14
	ビン(事業)	0.37	0.25											0.62	0.88	△ 0.26
	小計	31.78	24.35											56.13	65.04	△ 8.91
ペットボトル	ペットボトル(収集)	7.48	7.56											15.04	15.83	△ 0.79
	ペットボトル(事業)	0.08	0.12											0.20	0.15	0.05
	小計	7.56	7.68											15.24	15.98	△ 0.74
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装(収集)	13.74	12.33											26.07	26.38	△ 0.31
	小計	13.74	12.33											26.07	26.38	△ 0.31
トレイ	トレイ(収集)	0.21	0.19											0.40	0.46	△ 0.06
	小計	0.21	0.19											0.40	0.46	△ 0.06
紙パック	紙パック(収集)	0.23	0.17											0.40	0.45	△ 0.05
	小計	0.23	0.17											0.40	0.45	△ 0.05
段ボール	古紙	ダンボール(収集)	6.53	5.64										12.17	13.65	△ 1.48
		ダンボール(家庭)	0.00	0.00										0.00	0.00	0.00
		ダンボール(事業)	0.00	0.00										0.00	0.00	0.00
		小計	6.53	5.64										12.17	13.65	△ 1.48
新聞	古紙	新聞(収集)	6.32	6.14										12.46	13.66	△ 1.20
		小計	6.32	6.14										12.46	13.66	△ 1.20
雑誌	古紙	雑誌(収集)	14.37	11.03										25.40	30.65	△ 5.25
		小計	14.37	11.03										25.40	30.65	△ 5.25
		古紙合計	27.45	22.98										50.43	58.41	△ 7.98
公共施設資源ごみ	種別無し資源ごみ	0.36	0.20										0.56	0.52	0.04	
※小型家電	ボックス回収(市町持込)	0.45	0.37										0.82	0.94	△ 0.12	
合計	可燃総計	699.27	801.09											1,500.36	1,550.19	△ 49.83
	不燃総計	68.56	54.32											122.88	136.18	△ 13.30
	資源総計	90.05	74.48											164.53	184.41	△ 19.88
	総計	857.88	929.89											1,787.77	1,870.78	△ 83.01

※上記の

色は可燃ごみ、

色は不燃ごみ、

色は資源ごみ

令和5年度 大東清掃センター管内の搬入量及び排出量

●令和4年度：令和4年4月1日～令和4年5月31日時点、令和5年度：令和5年4月1日～令和5年5月31日時点の比較

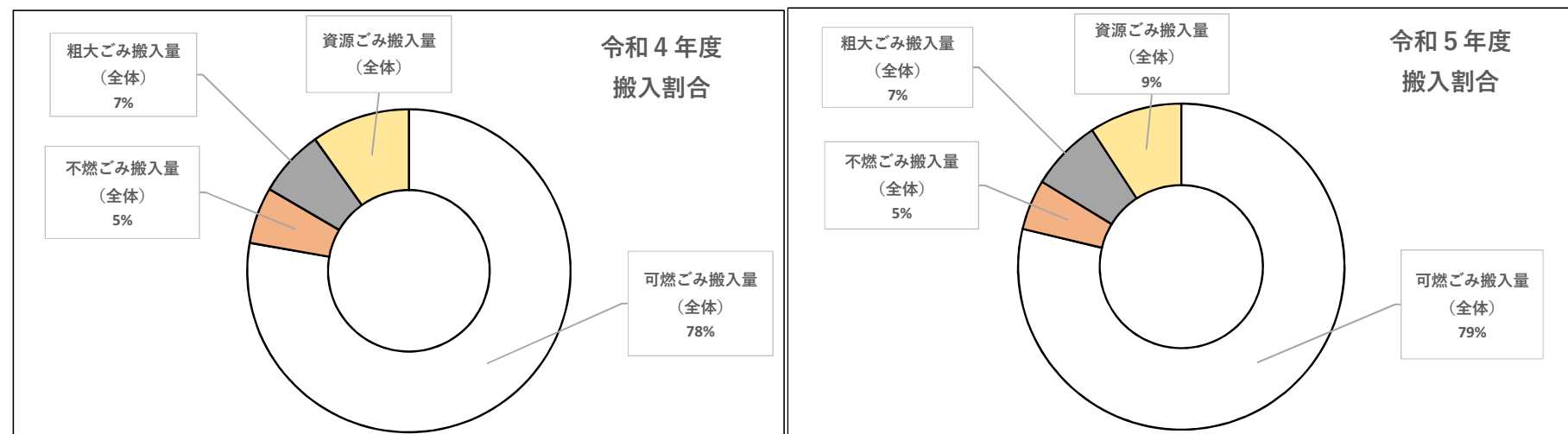
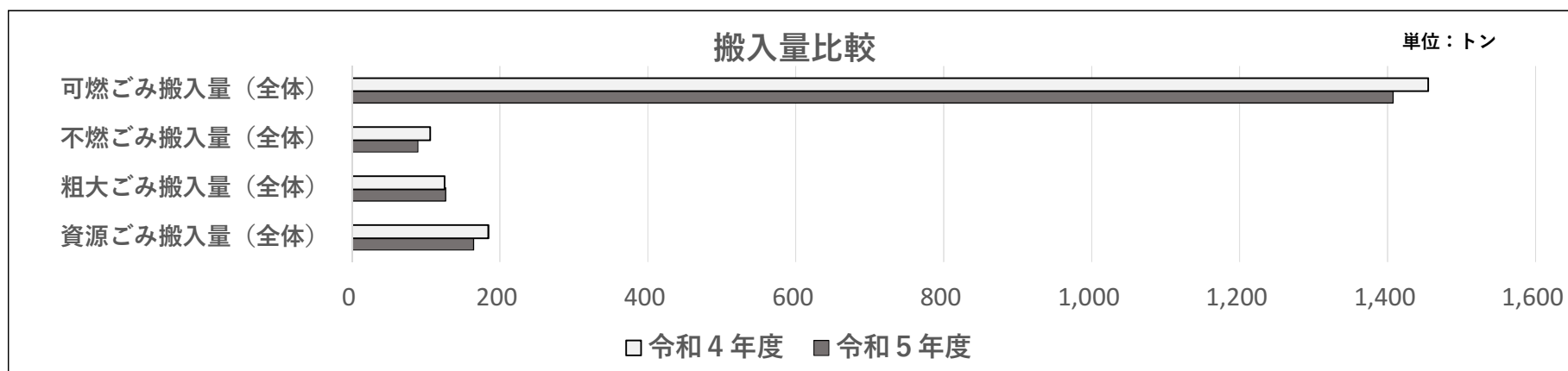
可燃ごみ	令和4年度	令和5年度	増減
①大東管内人口	43,349人	42,309人	△1,040人の減
②可燃ごみ搬入量（家庭系・事業系・公共施設・火災ごみ）	1,455.97t	1,407.49t	△48.48 tの減
令和4年度5月までの一人当たりの排出量			33.59 kg
令和5年度5月までの一人当たりの排出量			33.27 kg
令和4年度5月までの一人一日当たりの排出量			550.61 g
令和5年度5月までの一人一日当たりの排出量			545.36 g
一日当たりの排出量比較			△5.25 g

不燃ごみ	令和4年度	令和5年度	増減
①大東管内人口	43,349人	42,309人	△1,040人の減
②不燃ごみ搬入量（家庭系・不法投棄・火災ごみ）	105.97t	89.16t	△16.81 tの減
令和4年度5月までの一人当たりの排出量			2.44 kg
令和5年度5月までの一人当たりの排出量			2.11 kg
令和4年度5月までの一人一日当たりの排出量			40.08 g
令和5年度5月までの一人一日当たりの排出量			34.55 g
一日当たりの排出量比較			△5.53 g

粗大ごみ（可燃性、不燃性）	令和4年度	令和5年度	増減
①大東管内人口	43,349人	42,309人	△1,040人の減
②粗大ごみ搬入量（家庭系・事業系）	124.43t	126.59t	2.16 tの増
令和4年度5月までの一人当たりの排出量			2.87 kg
令和5年度5月までの一人当たりの排出量			2.99 kg
令和4年度5月までの一人一日当たりの排出量			47.06 g
令和5年度5月までの一人一日当たりの排出量			49.05 g
一日当たりの排出量比較			1.99 g

資源物 （缶、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、 トレイ、紙パック、段ボール、新聞、雑誌、小型家電）	令和4年度	令和5年度	増減
①大東管内人口	43,349人	42,309人	△1,040人の減
②資源物収集（家庭系・事業系）	184.41t	164.53t	△19.88 tの減
令和4年度5月までの一人当たりの排出量			4.25 kg
令和5年度5月までの一人当たりの排出量			3.89 kg
令和4年度5月までの一人一日当たりの排出量			69.74 g
令和5年度5月までの一人一日当たりの排出量			63.75 g
一日当たりの排出量比較			△5.99 g

令和4年度 一人一日当たりの総排出量	707 g
令和5年度 一人一日当たりの総排出量	693 g 前年度より、△14gの減



※考察

●可燃ごみについては、前年度同月までと比較すると計画収集分で約53トンほど減っているのに対して事業系の搬入ごみが約5トンほど増えてきている。事業系の搬入ごみが増えた要因としては、新型コロナウイルスの規制緩和や第5類への移行などにより商店などでの消費が回復傾向にあるものと見ている。また、可燃ごみ全体では約48トンほど減っており、要因としては管内人口減によるものが大きいと捉えている。

●不燃ごみについては、前年度と比較すると約17トンの減となっており、減少傾向にあるが、粗大ごみについては、個人持ち込みが5月時点でも増加傾向にあり、前年度同月までと比較すると約2トンほど増えている。要因としては、清掃センターへの個人持ち込みが定着してきていることや空き家になった家の片付けなどで大量に粗大ごみが搬入されるケースが多くみられていることが挙げられる。

●資源物については、前年度と比較すると約20トンほど減っている。要因としては、管内人口減によるものや新型コロナウイルスの規制緩和や第5類への移行などにより商店などでの消費が回復傾向にあり、自宅での巣ごもり消費が落ち着いてきたものと見ている。また、前年度同月までと比較すると資源全体的に減っている。（缶：1.8トンの減、ビン：8.91トンの減、ペットボトル：740キログラムの減、プラスチック製容器包装：310キログラムの減、トレイ：60キログラムの減、紙パック：50キログラムの減、段ボール：1.48トンの減、新聞：1.2トンの減、雑誌：5.25トンの減など）

報告(2) 令和4年度各種測定結果について

令和4年度各種測定結果

○ 排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果								単位 ng-TEQ/m ³ N	
炉	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
1号炉	0.00010	0.000076	0.0031	0.00032	0.000039	0.0039	0.0000029	0.000043	
2号炉	0.00021	0.000054	0.0000031	0.0000014	0.0000061	0.0014	0.00000091	0.000036	

・ 令和4年度測定年月日：令和4年9月14日～9月15日

【備考】・ 国の基準(ダイオキシン類特別措置法) 5ng-TEQ/m³N

・ 令和4年度測定結果は、1号炉2号炉とも公害防止協定基準値0.05ng-TEQ/m³N以下でした。

○ 大気中のダイオキシン類濃度測定結果								単位 pg-TEQ/m ³ N	
	地点名	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
①	南長者 137-1(長者会館)	0.0035	0.0024	0.0038	0.0031	0.0017	0.0022	0.0033	0.0026
②	中羽根折沢 16	0.0039	0.0023	0.0029	0.0030	0.0019	0.0028	0.0044	0.0024
③-1	町下 102-1(No. 1)	0.0034	0.0023	0.0037	0.0028	0.0021	0.0035	0.0039	0.0025
③-2	町下 102-1(No. 2)	0.0033	0.0022	0.0034	0.0029	0.0024	0.0043	0.0033	0.0029
④	大野沢 75-1	0.0037	0.0025	0.0034	0.0032	0.0024	0.0098	0.0035	0.0024

【備考】・ 令和4年度測定年月日：令和4年9月14日～9月15日

・ 令和4年度測定結果は、全ての測定地点において国の基準値0.6pg-TEQ/m³N以下でした。

○ 土壌中のダイオキシン類濃度測定結果								単位 pg-TEQ/g	
	地点名	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
①	南長者 78-3	7.7	2.0	5.4	1.1	2.0	0.83	1.8	0.94
②	北長者 157-1	8.1	6.5	6.0	4.5	4.3	5.0	4.2	5.1
③	南長者 143-3	7.9	5.1	3.8	7.3	5.9	6.2	12	6.8
④	中羽根折沢 155	7.5	1.7	4.1	4.9	2.1	5.5	3.0	1.5
⑤	中羽根折沢 80	2.2	1.2	1.5	1.7	1.5	1.5	2.0	1.2
⑥	中羽根折沢 16	5.3	5.2	2.6	3.4	2.7	2.3	3.6	4.8
⑦	下羽根折沢 60-3	3.7	2.4	1.6	2.6	2.9	1.2	2.9	1.4
⑧	奥玉大野沢 76-2	0.93	2.1	1.2	1.5	0.68	0.84	2.0	0.99
⑨	奥玉大野沢 85-2	5.5	4.2	2.1	3.5	3.1	1.6	4.0	2.9
⑩	奥玉大野沢 27-2	2.7	0.0074	1.6	1.5	0.84	0.41	0.15	0.013
⑪	奥玉大野沢 125	6.7	1.4	1.7	3.3	2.6	1.3	3.6	2.4
⑫	奥玉町下 229	0.14	0.023	0.029	0.16	0.25	3.1	0.2	0.078
⑬	奥玉鶴子沢 78	11	6.6	8.3	4.0	12	12	7.6	4.8

【備考】・ 令和4年度測定年月日：令和4年9月14日

・ 令和4年度測定結果は、全ての測定地点において国の基準値1,000pg-TEQ/g以下でした。

○ 河川水のダイオキシン類濃度測定結果								単位 pg-TEQ/l	
	地点名	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
	中羽根折沢合流点	0.094	0.062	0.058	0.052	0.044	0.064	0.079	0.048

【備考】・ 令和4年度測定年月日：令和4年9月14日

・ 令和4年度測定結果は、国の基準値1pg-TEQ/l以下でした。

○ 周辺井戸水のダイオキシン類濃度測定結果									
									単位 pg-TEQ/l
	地点名	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
①	大野沢3	0.053	※	※	0.043	※	※	0.042	※
②	大野沢76-2	0.053	※	※	0.043	※	※	0.042	※
③	北長者206	0.055	※	※	0.043	※	※	0.041	※
④	南長者67	0.054	※	※	0.043	※	※	0.042	※
⑤	中羽根折沢80	0.054	※	※	0.045	※	※	0.042	※
⑥	下羽根折沢134	0.053	※	※	0.043	※	※	0.044	※

【備考】 ・ 次回の測定は、令和6年度を予定しています。
 ・ 周辺井戸の測定は3年ごとに実施（公害防止協定に基づく）令和3年9月9日に測定した結果は、全て国の基準値1pg-TEQ/l以下でした。

○ 排ガスの成分濃度測定結果										
										単位 g/m ³ N ・ ppm
炉	項目	単位	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	協定基準値
1号炉	ばいじん	g/m ³ N	0.01未満	0.01未満	0.004	0.01未満	0.0026未満	0.002	0.002未満	0.02
	一酸化炭素	ppm	7.7	8.8	6	21	4.4未満	7	0.7	30
	窒素酸化物	ppm	49	58	44	38	43	36	46	100
	硫黄酸化物	ppm	2.1未満	2.5未満	0.42	2.1未満	2.1未満	0.013未満	2.3未満	30
	塩化水素	ppm	1.1	1.0	1.1	0.9未満	2.2	4.9	1.8	50
2号炉	ばいじん	g/m ³ N	0.01未満	0.01未満	0.004	0.01未満	0.0023未満	0.002未満	0.003未満	0.02
	一酸化炭素	ppm	15	3.2	17	5.0未満	9	4	0.4	30
	窒素酸化物	ppm	51	61	55	52	54	46	47	100
	硫黄酸化物	ppm	2.5未満	2.8未満	0.30未満	2.4未満	1.9未満	0.014未満	3.1未満	30
	塩化水素	ppm	1.0未満	32	1.6	2	1.1	3.2	6.1	50

【備考】 ・ 令和4年度測定年月日：令和4年9月14日～9月15日
 ・ 令和4年度測定結果は、1号炉、2号炉ともに全ての測定項目において、公害防止協定基準値以下でした。
 ・ 測定結果における未満数値の桁数の違いについて、焼却状態及びごみ質などにより、測定時の測定下限数値が変動することによるものです。

○ 騒音測定結果									
									単位 dB
測定区分	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	協定基準値
朝	52	43	44	53	45	53	47	48	55
昼	53	45	45	48	45	47	50	49	60
夕	49	44	45	50	46	47	50	49	55
夜	49	44	45	49	46	49	49	47	50

【備考】 ・ 令和4年度測定年月日：令和4年9月14日～9月15日
 ・ 令和4年度測定結果は、全ての測定区分において公害防止協定基準値以下でした。

○ 振動測定結果									
									単位 dB
測定区分	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	協定基準値
朝	38	32	36	35	32	32	33	32	60
昼	39	32	35	39	33	35	34	34	
夕	40	31	34	34	32	30	32	33	50
夜	40	31	35	36	33	29	31	33	

【備考】 ・ 令和4年度測定年月日：令和4年9月14日～9月15日
 ・ 令和4年度測定結果は、全ての測定区分において公害防止協定基準値以下でした。

○ 臭気測定結果						単位 ppm
測定物質名	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	協定基準値
アンモニア	0.4	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.3	1
メチルメルカプタン	0.0005未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0005未満	0.0002未満	0.002
硫化水素	0.0005未満	0.002未満	0.002未満	0.0005未満	0.002未満	0.02
硫化メチル	0.0005未満	0.001未満	0.001未満	0.0005未満	0.001未満	0.01
二硫化メチル	0.0005未満	0.0009未満	0.0009未満	0.0005未満	0.0009未満	0.009
トリメチルアミン	0.0008未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0008未満	0.0012	0.005
アセトアルデヒド	0.004未満	0.005未満	0.005未満	0.012	0.005未満	0.05
プロピオンアルデヒド	0.004未満	0.005未満	0.005未満	0.004未満	0.005未満	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.0008未満	0.0009未満	0.0009未満	0.0008未満	0.0009未満	0.009
イソブチルアルデヒド	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02
ノルマルバレールアルデヒド	0.0008未満	0.0009未満	0.0009未満	0.0008未満	0.0009未満	0.009
イソバレールアルデヒド	0.0004未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0004未満	0.0003未満	0.003
イソブタノール	0.05未満	0.01未満	0.01未満	0.05未満	0.09未満	0.9
酢酸エチル	0.1未満	0.01未満	0.01未満	0.1未満	0.3未満	3
メチルイソブチルケトン	0.05未満	0.01未満	0.01未満	0.05未満	0.1未満	1
トルエン	0.5未満	0.01未満	0.01未満	0.5未満	1未満	10
スチレン	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.04未満	0.4
キシレン	0.05未満	0.01未満	0.01未満	0.05未満	0.1未満	1
プロピオン酸	0.0005未満	0.003未満	0.003未満	0.0005未満	0.003未満	0.03
ノルマル酪酸	0.0005未満	0.0001	0.0001	0.0005未満	0.0001未満	0.001
ノルマル吉草酸	0.0005未満	0.00009	0.00009未満	0.0005未満	0.00009未満	0.0009
イソ吉草酸	0.0005未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0005未満	0.0001未満	0.001
臭気濃度	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	臭気指数10

【備考】 ・ 令和4年度測定年月日：令和4年9月14日

・ 測定結果における未満数値の桁数の違いについて、焼却状態及びごみ質などにより、測定時の測定下限数値が変動することによるものです。

・ 令和4年度測定結果は、全ての測定物質において公害防止協定基準値以下でした。

○ 排ガス水銀濃度測定結果 単位 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

令和3年度

炉	1号炉			2号炉			国の基準値 $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$
	測定月	5月	9月	1月	5月	9月	
測定日	5月28日	9月9日	1月26日	5月14日	9月10日	1月12日	
測定結果	1.6	0.63	23	0.82	0.39	2.3	

【備考】 ・ 令和3年度 5月～1月分の測定結果は、国の基準値 $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下でした。

令和4年度

炉	1号炉			2号炉			国の基準値 $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$
	測定月	5月	9月	1月	5月	9月	
測定日	5月2日	9月14日	1月25日	5月18日	9月15日	2月1日	
測定結果	1.4	16	10	11	11	0.019	

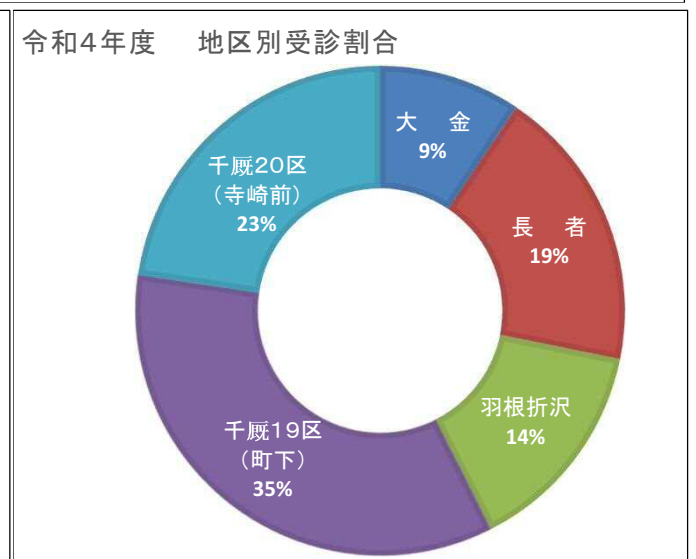
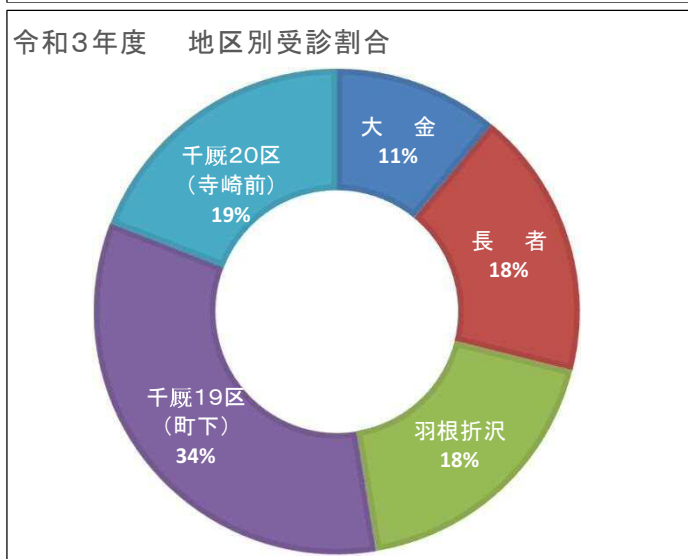
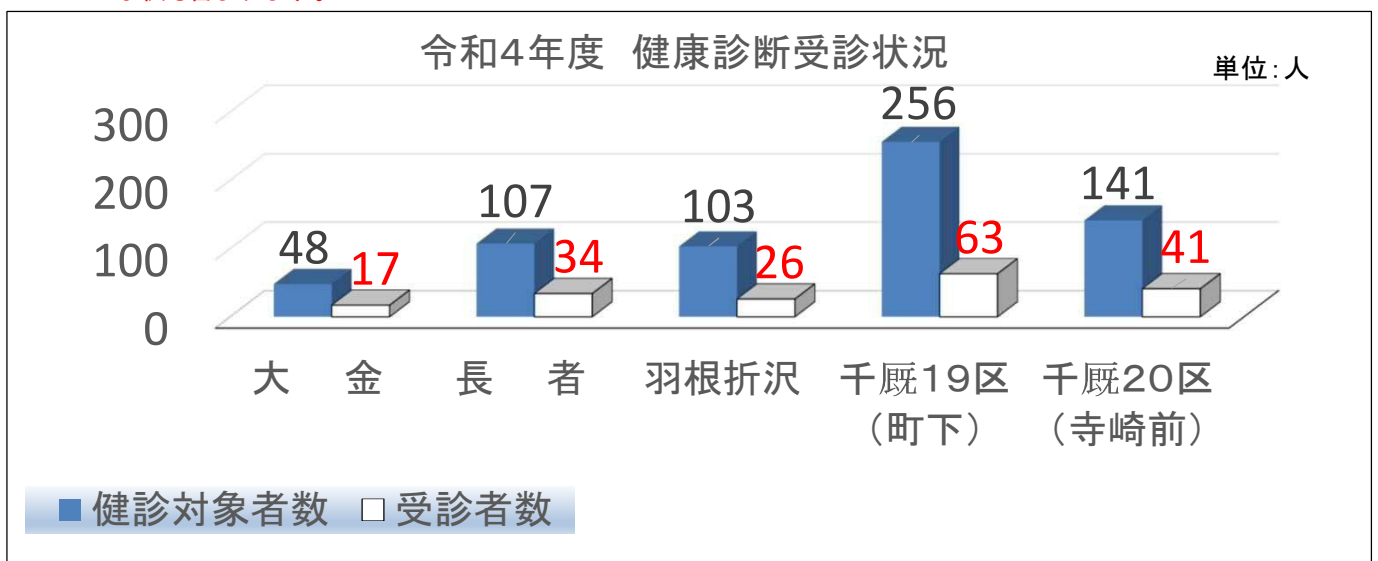
【備考】 ・ 令和4年度 5月～2月分の測定結果は、国の基準値 $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下でした。

※2号炉の測定は、定期整備工事により、1月に測定できなかったことから2月に測定を実施

報告(3) 令和4年度施設周辺住民健康診断受診者数について

大東清掃センター施設周辺住民健康診断受診者調書												単位:人
年度 行政区名	年			健診対象者数 (令和3年度)	令和3年度 受診者数	受診割合	健診対象者数 (令和4年度)	令和4年度 受診者数	受診割合	対象者数増減 (R3-R4比較)	受診者数増減 (R3-R4比較)	
	30年度	令和 元年度	令和 2年度									
大金	16	18	19	49	19	39%	48	17	35%	△ 1	△ 2	
長者	38	30	34	109	31	28%	107	34	32%	△ 2	3	
羽根折沢	31	39	31	105	32	30%	103	26	25%	△ 2	△ 6	
千厩19区 (町下)	59	64	55	269	58	22%	256	63	25%	△ 13	5	
千厩20区 (寺崎前)	35	35	35	147	33	22%	141	41	29%	△ 6	8	
合計	179	186	174	679	173	25%	655	181	28%	△ 24	8	

※ 健診対象者数は、施設周辺地区の全住民を健診対象者としていることから、健診推奨年齢以下である中学生以下の子どもも含まれます。



一関地区広域行政組合大東清掃センター公害防止対策協議会規程

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合告示第6号

改正 平成20年5月30日 告示第14号

(趣旨)

第1条 この告示は、公害防止協定書第14条第2項の規定に基づき、一関地区広域行政組合（以下「組合」という。）の大東清掃センター公害防止対策協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 公害防止協定書第11条第1項に規定する措置の協議に関すること。
- (2) その他公害防止協定の運用のため、必要があると認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 大東清掃センター周辺自治会長及び地域住民を代表する者
- (2) 一関市議会議員のうち、組合議会の議員となった者 2名
- (3) 一関市の支所のうち、大東支所及び千厩支所の衛生担当課長の職にある者

3 前項第1号の委員の任期は、2年とし、同項第2号の委員の任期は、一関市議会議員としての任期による。ただし、同項第1号の委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定める順位により、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要であると認めるときは、臨時に招集することができる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者からの意見の聴取)

第6条 協議会は、所掌事項について協議する場合において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、大東清掃センターにおいて処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、解散前の東磐環境組合大東清掃センター公害防止対策協議会規程（平成11年東磐環境組合告示6号）の規定に基づき委嘱を受けている委員は、この告示の相当規定により委嘱しているものとみなし、その委員の任期は通算する。

附 則（平成20年5月30日告示第4号）

この告示は、平成20年7月1日から施行する。